

ケアパートナーヨシイ 居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社セイファが開設するケアパートナーヨシイ（以下事業所という）は要介護者の心身の状況、環境に応じて利用者及び家族の意向等を基に、指定居宅介護支援サービス及び施設サービスが適正に利用できるようにサービスの種類、内容等の計画を作成する。又、適正且つ円滑なサービスが確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態となった場合において、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して援助を行う。
- 2 事業所は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業所のサービス提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 ケアパートナーヨシイ
- (2) 所在地 滋賀県長浜市八幡東町308-4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：1名

管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に、従事者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員：3名以上

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者との連絡調整など、介護支援サービスの提供に当たる。又、利用者の状況に応じて増員する。なお、介護支援専門員一人当たりの担当者数は介護保険法に定める人数とする。

- (3) 事務職員 必要に応じて庶務として配置することができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間外は、電話等により通常連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護の提供方法及び内容は次の通りとする。

- (1) 相談体制
事業所内の相談室などにおいて、利用者からの相談に適切に対応する。
- (2) 課題分析方式
利用者に対する居宅サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式は、居宅サービスガイドライン方式及び事業所独自方式とする。
- (3) 居宅サービス計画の作成
居宅サービス計画を作成するにあたっては原案を、利用者又は家族に説明し、文書などにより同意を得る。
- (4) サービス担当者会議
介護支援専門員は、会議の開催又は照会等により居宅サービス計画の原案に位置付けたサービスの担当者から当該居宅サービス計画の原案の内容について専門的な見地からの意見を求めるものとする。
サービス担当者会議は、通常利用者宅にて行うものとする。
- (5) 居宅訪問及びモニタリング
居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう最低月1回以上居宅を訪問し面接を行い、1ヶ月に1度はモニタリングの結果を記録する等の支援を行う。
- (6) その他
利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(利用料等)

第7条 利用料は厚生省告示の介護報酬額とする

次条の通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。通常の実施区域を越えた地点から、自動車を使用する場合は片道走行距離1km毎に200円とする。また交通機関を使用する場合は実費を徴収する。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 通常の事業の実施地域は、長浜市（西浅井町、余呉町、木之本町、高月町は除く）、米原市、彦根市、愛知郡、犬上郡の区域とする。

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援専門員の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要は措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(人権擁護・虐待防止に関する事項)

第11条 居宅介護支援事業所は事業者の責務として、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。定期的に実施する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策)

第12条 事業所は、適切な指定居宅介護支援事業の提供を確保する観点から、業務上において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅介護支援従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

利用者と共に介護支援専門員の人権を守る観点から利用者又はその家族から暴言・暴力等（性的なものを含む）があった場合にはサービスの提供を中止する場合がある。

利用者又はその家族の非協力的など双方の信頼関係を損壊する行為に、改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所及び介護支援専門員の通常の業務遂行に支障がでていると判断した場合には、市及び地域包括支援

センターへ相談を行い、契約を解除する場合がある。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅支援事業所の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害発生時の対応)

第14条 非常災害発生の際にその事業が継続できるよう、他の指定居宅介護支援事業者等との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の社会的使命を十分認識し、質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 業務者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、業務者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を求める場合は当該家族の同意をあらかじめ文章で得るものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社セイファと事業所管理者との協議に基づいて別に定めるものとする。

(付則)

この規定は令和5年9月1日から施行する。